平成 26 年度第 1 回古河市景観審議会議事録

1　日　時　平成 26 年 7 月 29 日（火）午前 10 時 30 分～
2　場　所　古河市地域交流センター　2 階会議室
3　出席者　（委員）
松本昭会長、加藤誠洋委員、大山早嗣委員、小山幸子委員、鷲尾政市委員
（事務局）
並木建設部長、新井建設政策監、森田課長、武井課長補佐、北野課長補佐、藤白係長
4　傍聴者　なし
5　議　事
議事
諮問第 1 号　古河市景観計画の策定について
諮問第 2 号　古河市景観づくりの指針の策定について
諮問第 3 号　古河市公共施設景観形成指針の策定について
その他

6　議事の概要
諮問第 1 号　古河市景観計画の策定について
継続審議

諮問第 2 号　古河市景観づくりの指針の策定について
継続審議

諮問第 3 号　古河市公共施設景観形成指針の策定について
継続審議

7　会議経過　次項以降のとおり

午前 10 時 30 分開会

【司会】「会長選出」に入ります。会長は古河市景観条例施行規則第 22 条により委員から互選により定めることになっています。いかがいたしますか。

【委員】　事務局案があればお願いします。

【司会】　事務局案という意見がありましたので、司会の方から事務局といたしましては学識経験者であります松本委員にお願いしたいと考えております。委員の皆さまいかがでしょうか。

（委員：拍手で承認）

【司会】　それでは、会長を松本委員にお願いします。松本会長には前の席にお移りいただきご挨拶をお願いします。

（会長の席に移動）

【松本会長】　挨拶

【司会】　次に次第 5「職務代理者の指名」ですが、古河市景観条例施行規則 22 条第 4 項の規定により「会長に事故あるとき、又は欠けた時にはあらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する」こととなっています。

松本会長から指名をお願いします。

【松本会長】　規定でございますので、職務代理者には大山委員にお願いいたします。

【司会】　会長よりご指名ということで大山委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次に次第 6 「専門部会の任命」について、松本会長から任命をお願いします。

【松本会長】　それでは規定ですので、専門部会の委員には加藤委員と小山委員にお願いします。よろしくお願いします。

【司会】　加藤委員、小山委員には専門部会の委員をよろしくお願いします。

つづいて議事録署名人について会長と委員 1 名となっていますので、会長より指名をお願いします。

【松本会長】　議事録署名人については名簿の順番でお願いしたいと考えております。ついては、加藤委員に議事録署名をお願いします。

【司会】　それでは議事録署名人については、会長と加藤委員にお願いします。

【司会】　これからの進行については、古河市景観条例施行規則第 23 条第 2 項の規定によ

り会長が会議の議長となっておりますので松本会長に進行をお願いします。

【松本会長】　本日は第１回でありますので審議に入る前に審議会成立を事務局より宣言をお願いします。

【事務局】　審議会委員の皆さま５名全員が出席されていますので、古河市景観条例第 23 条第３項の規定によりこの審議会は成立していることを報告いたします。

【松本会長】では改めて初回の審議会でもありますし、各委員さんから直接古河市との関わりを含めて自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いします

（委員の自己紹介）

【松本会長】　審議に入る前にこの審議会のルールを確認したいと思います。会議録の作り方、各委員の名前を公開するのか。情報公開等の会議は原則公開とありますが、確認させていただいてから審議に入ります。事務局の説明をお願いします。

【事務局】　古河市景観審議会の公開については、古河市景観条例施行規則第 25 条「会議は原則として公開する」ものとなっています。審議に個人情報の無い限りは公開となります。

古河市景観審議会の会議の公開に関する取扱要領で傍聴人、報道関係者の傍聴の仕方等を定めており、第 9 条で審議結果を公開することとしています。議事録と公開することは別に考えてください。お配りした都市計画審議会の公開議事録に倣って古河市ホームページに公開します。議事録署名をいただく際は発言された方の名前も入ったもので署名をいただきます。

【松本会長】　会議は原則公開で、各委員の皆さんの名前は出さずに会長のみは名前を出すということですね。　委員の皆さんは、審議会の公表等についてはこの方式でよろしいですか。

（委員一同了承）

それでは、諮問第１号から事務局の説明をお願いします。

【事務局】　諮問１号から諮問２号は内容に関連がありますので一括してご説明いたしますが、最初に現在までの景観計画の策定までの流れを説明いたします。

【事務局】　古河市景観計画の策定経過の説明をいたします。

平成 21 年 2 月から「古河市景観まちづくり市民ワークショプを開催し、ワークショップではエリアごとのテーマや方針を議論したなかで歴史博物館周辺の公共施設を重点地区としました。

同時期にワーキング会議と古河市景観計画策定委員会を発足し、学識経験者、市民の代表、行政で構成されるメンバーで古河市景観計画の作成が進められました。

平成23年1月には景観行政団体となり同年3月には「古河市景観計画の素案」を策定しました。平成23年度からは、引き続き、古河歴史博物館周辺地区の重点地区を民有地に拡大し、その拡大エリアの景観形成基準を決めていくため、住民説明会やアンケート調査を実施しました。

平成24年6月からは歴史博物館周辺の拡大エリア権利者の方と住民ワークショップを開催し、平成25年11月に重点地区内の地元説明会の中で「景観形成基準」の合意を得ることが出来ました。

平成26年3月に「古河市景観計画案」の改訂版を策定しました。改訂の主な内容は景観形成重点地区として、古河市歴史博物館周辺地区の民有地へのエリアの拡大とその地区の景観形成基準の追加をしました。

今後は、市民や関係機関等に周知期間を設け、平成27年1月5日に古河市景観計画、古河市景観条例を施行する予定としております。

【事務局】　続きまして「諮問第1号　景観計画の策定」についてご説明します。景観計画とは景観法に基づき、景観行政団体の古河市が良好な景観の形成のため、景観計画区域を定め景観形成の方針、届出行為、景観形成基準を定めたものです。

景観計画区域の対象区的は、古河市全域が対象となります。景観形成重点地区として古河市歴史博物館周辺地区を指定し、景観形成重点路線として筑西幹線道路と、都市計画道路諸川谷貝線沿道地区を指定しております。

古河市景観計画は全8章で構成されています。ここでは、良好な景観形成に関する方針として、人、歴史、自然の共演ふるさと古河の景観舞台づくりをテーマとしています。

基本的考え方として、

1 大地, 生活, 心に刻まれた原風景を守り生かし, ふるさと古河の景観づくりを進めます。

2 歴史・文化，都市が融合した風格と魅力を創造し，古河らしい景観づくりを進めます。

3 地区の個性を大切にし，地区に根ざした景観づくりを進めます。

4 市民・事業者・行政が協働し，生活の舞台となる景観づくりを進めます。

景観づくりの方針として、

1 ふるさと古河の原風景の保全活用

2 古河らしい風格魅力ある景観の保全創出

3 地区の個性を生かした景観形成

4 協働で取り組む景観づくり推進

となっています。

市内 10 地区に分けて地区別の景観形成方針を定めました。この 10 地区の景観形成は各地区のテーマ、方針、作法を定めたものです。

景観形成重点地区として、古河歴史博物館周辺地区について説明します。景観づくりのテーマとして、「歴史・文化・人がゆったりふれあう、風格・風情の香り漂う景観づくり」となっています。

景観形成方針として・歴史文化景観の保全と創出、風格と風情ある街なみ景観創設、ゆったりと歩いてふれあえる歴史文化景観の創出となっています。

景観形成重点地区の公共施設地区として約 3.8ｈａ、一般住宅地区約 4.1ｈａを指定しています。

景観重点路線として筑西幹線道路沿道地区、都市計画道路諸川谷貝線沿道地区を指定しています。

「美しい田園景観や眺望が広がり、原風景と調和する沿道景観づくり」が、テーマとなっています。田園景観・眺望景観の保全と調和、通りからの見え方に配慮した沿道景観の適正な景観誘導の方針となっています。

景観計画の届出対象行為は建築物の新築、工作物の新築、開発行為、土地形質の変更、木竹の伐採、植栽、物件の堆積、以上が届出の対象となります。

25 年度の届出を調べた結果、建物届出に該当したものが、18 件でした。工作物については、7 件でした。携帯電話基地局となるアンテナなどが含まれています。

次にどのような景観形成基準を設けているか説明します。

「全地区」と「景観形成重点地区」と「景観形成重点路線」の、各地区の基準として、位置配置、形態意匠、色彩があります。

景観計画での形態意匠は、基本事項、高さ、建築設備などに対して、配慮する内容の基準が設けています。

景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針です。景観形成上重要と認められる建造物・樹木を対象に所有者の合意を得たうえで指定を行っていきます。当初指定として、景観重要建造物は、現在 9 件指定しています。画面の写真は、坂長本店店蔵です。景観重要樹木は、今後の指定となっていきます。

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限では、古河市景観計画に則した、古河市屋外広告物条例の制定の検討が必要となっています。現在は、茨城県屋外広告物条例に基づき処理をしています。

景観重要公共施設の整備では、景観法に基づき景観重要公共施設と位置づけの検討が必要となっています。

良好な景観舞台づくりでは都市政策、建築対策だけでなく、全庁的な取り組みとして、総合的な景観政策の推進が必要とされています。

以上　景観計画の内容の説明は終わります。

続きまして「諮問第２号　景観づくりの指針」についてご説明いたします。

景観づくりの指針の役割は、「古河市景観計画」を補完するものとして、市民、事業者、行政が、景観づくりの目指すべき方向性を共有し、協働で景観づくりに取組むための基本的姿勢を示したものです。事前協議の届出制度における建築主等との協議の際ガイドラインとしての役割を持っています。

景観づくりの課題として、

・大地、生活、心に刻まれた豊かな自然景観を守り活かせるか。

・魅力・活力・品のある暮らしを支える都市景観を創れるか。

・古河の風格を成す歴史・文化景観を守り継承し発展できるか。

・市民の心の拠り所となる、ふるさと古河の原風景を守れるか。

があります。

景観づくりに関する基本方針として、

１大地、生活、心に刻まれた原風景を守り生かし、ふるさと古河の景観づくりを進めます。

２歴史・文化、都市が融合した風格と魅力を創造し、古河らしい景観づくりを進めます。

３地区の個性を大切にし、地区に根ざした景観づくりを進めます。

４市民・事業者・行政が協働し、生活の舞台となる景観づくりを進めます。

と、なっています。

テーマとして『人・歴史・自然の共演ふるさと古河の景観舞台づくり』となっています。

10 地区に分けて地区別の景観形成方針を定め、地区別の方針に則した景観形成は、どんな内容かを説明します。

～10 地区のテーマ、方針、作法の説明～

1　古河旧城下町地区

2　古河総合公園　中田宿地区

3　古河駅東十間通り地区

4　旧大山　釈迦沼地区

5　宮戸川北部地区

6　ネープルパーク　北利根工業団地地区

7　宮戸川南部地区

8　諸川市街地地区

9　日光東街道南部地区

10　東西仁連川地区

以上で説明は終了です。

【松本会長】　今の説明に対してご質問、ご意見等ございますか。

A 委員さん、どうぞ。

【A 委員】　大変立派に作られた指針であるし景観に対してもきちんとした考えが述べられていますが、この審議会において審議をするときに分からない部分があります。

この指針に沿って審議するのであれば、ある程度のラインを理解していなくてならないでしょう。例えば「古河らしい景観を大事にしましょう」と書かれてあるが、「古河らしい」ってどういうことかが分からない。あやふやな部分を今後審議会でどのように議論していくのか。

この景観計画ができるに至ったワークショップであるとか、会議であるとか、できればその会議等の審議内容を会議録等でも開示していただき、読むことによって活発な議論が出来ることもあるのかもしれない。

【松本会長】　市民ワークショップ 33 名を中心に市民参加で進めて、この 5 人の審議委員がその 33 名に入っていたかは分かりませんが、景観計画や指針ができた背景やプロセス、考え方をじっくりと議論したい。審議会の限られた時間の中でやることも一つなのかもしれませんが、そんな方法でないやり方があっても良いのではとの意味も含まれているので

しょうか。

Ａ委員さんは先ほど資料を配布して欲しいとありましたが、一方で私は議論をし続けることで課題等を共有化できる価値があると思います。加藤委員さんと小山委員さんは専門委員という立場で難しい案件が出たときに市役所から個別にアドバイザーとして相談を受けられる立場になりますので、市民や設計屋さんに対して専門的なアドバイスをされることになるのですから尚更だと思いますが。

事務局はどのように考えますか。

【事務局】　景観計画を策定した経過の審議内容についてでしょうか。

【Ａ委員】　これから審議をするにあたって、どのような指針が出ていてどのようにこちらは考えて出さなければいけないのか、私じゃなくて私以外の方が委員になった時も同じことを言うと思います。

【松本会長】　私たち委員としては、多くの市民参加で作られたノウハウや蓄積、そういうものを円滑に引き継ぐためには、この状況では見出しにくいのではないかということです。Ａ委員さん、どうぞ。

【Ａ委員】　ワークショップで皆さんが協議して検討して出たものでも、そのワークショップの先にそれを踏まえてのまとまった形があるべきものだと思うのですが。ワークショップでの議論は良くもない悪くもないところからの議論であって当たり障りのない答えがここに出ていると思う。これから届出が出たときにそれについて私たちが審議するということから明確な線を引かなくてはいけないことになるので、その当たりもう少し突っ込んだ書き方というものがされていた方が審議しやすいと感じます。

【事務局】　具体的には、地域ごと 10 地区に分けてそれぞれのテーマを持って指針はできている。それぞれの地区の特性や作法を持って理解してもらうしかないと思っています。

【Ａ委員】　それでは個人的な考えが多く含まれてしまうことになってしまう。せっかく作った景観のガイドラインが全く無いものとなってしまいかねないので、具体的な指針を出した方が良いのではないか。あまり具体的すぎるとそれはかなり難しい物になってしまいかねませんが。古河らしさというのが書かれているが、私たちが古河らしくないねと言えば、古河らしいねとはどういったことなのかと尋ねられるわけですから。

【事務局】　古河市は区域が広く地域の特性があるので、それを一つのくくりで表現はできないと考えます。

【Ａ委員】　景観重点地域についての古河らしさについて書かれていますが、例えばどう

見ればいいのでしょうか。

【松本会長】　景観条例の施行日までは時間がありますから、今回の審議会で決定するのは厳しいと思います。今後、市民向けに周知をする中でセミナーやシンポジウム等を検討し、専門家の先生と今まで議論してきた問題意識を共有化することで価値があるのではないでしょうか。

景観とは形成基準の具体化ですから文章で書かれているものをその場その場の基準に置き換えていくプロセス、そういうものをこれから専門委員の加藤委員や小山委員がやるにあたって価値観の共有化をしておくべきことがガイドラインの具体化になると思います。

【Ａ委員】　今回の審議会で終わりというのは時間もないので、どのような経過があったということだけでもわかりたい。事務局いかがですか。

【事務局】　今までのワークショップ等の会議録等はあります。

【松本会長】　会議録を見せるのは、小手先の話、１つの手法でしかない。来年の 1 月の条例施行に向けて各審議委員の価値観、問題意識を整えて共有化することが大切ではないでしょうか。

他の委員さんのご意見はどうですか。B 委員さん、どうぞ。

【Ｂ委員】　昨年までの経過で市民の合意形成は、景観形成重点地区については住民説明会のなかで合意を得ている。では重点路線についてはそういった手続きはしているのでしょうか。

テーマや基本的な考え方、方針についてかなり抽象的ですので、それをどのように捉えていくのか。提案を含めて審議する内容が版もできていますので、それに対して今日審議しなければいけないと思う。例えば今日出ている案に今話し合った結果をポイントで追加していく方法とか、今までの資料の経過内容をまとめたほうがいいかとか。

一度絞って道筋をつけ、今後どのように策定内容を具現化するのかとか、その中で高さを抑えるとか、できる限り抑えるとかという表現。

彩度についてもエリアごとのサンプリングを採ったのかとかが全く見えない。

そこで景観づくりを市民、行政、民間と協働でやっていこうとなっているが、それを具体的な形にする方策を決めているか、提言しているのかそこをお聞きしたい。

【松本会長】　３点ありました重点路線、提案、協働について事務局お願いします。

【事務局】　重点路線については特に説明会等を行っていません。

【松本会長】　重点路線は古河の場合は道路だけですか？

【事務局】　道路端から 10m の範囲が重点路線で規制されます。
提案については審議会の結果を踏まえて行います。協働については、今後のことと考えています。

【Ｃ委員】　公共建築物についてはそういう施策を進めていく市民の方と進めていくとなると地区ごとにモデルケースではないがそういったものを具体的に作るとか。

【事務局】　そういうことも含み景観的に重要なものとして、景観重点地区候補地区を景観計画の 17 ページに記載しています。また景観的に重要な地区があるのではないかということで候補地区として何カ所かピックアップしましたが、その中でも特に重要な地区として歴史博物館周辺地区を第 1 番目にくくりました。順次そこの成果が見えてくれば候補地区を景観重点地区にすることを、地元住民の合意形成が図れれば検討して参りたいと考えています。

【松本会長】　来年１月に施行されるとなると施行イメージ、行政の役割、審議会・専門委員の役割等、その基本的なところを再度正確に確認したうえで、どんな方法がいいのか。届出が出た時に市がどんな審査をするのか、すべてがこちらに来るの。あるいは疑問だけこちらに来るのか。全体の事務量とか審査までの時間とか基本的な業務の仕事のイメージがないと正確な議論ができない。

古河市全域と、重点地区、重点路線のそれぞれの事務量、届出が出てどういうことをするのか概略が分かった方がいい。景観法は計画は計画で作り、執行決議は審議会でしなさいといった内容で分かりにくいと感じる。事務局どうでしょうか。

【事務局】　景観法の中で景観計画を策定する場合は、都市計画審議会の意見を聞かなければならないという規定があり、景観法の中で景観審議会はうたっていないが、景観行政団体が独自に設けてそれに基づき条例で景観審議会を定めています。

冒頭にも説明しましたが、景観審議会は景観計画を策定する段階において意見を聞く機関として、その中で専門委員について、条例が施行されると 9m以上 500 ㎡以上の届出が昨年度については 18 件の届出があった、届出があれば事務局において適合するか審査し、明らかに適合しない場合、届出者との意見の疎通ができない場合、専門部会に審議していただく。

18 件程度の中で基準に満たされない者がどのくらい出るか分からないが、事務局で審査して、基準に満たされない場合に専門部会に相談することになります。

【松本会長】　分かりました。それが古河市の考えですね。

【Ａ委員】　昨年の 18 件の中は色については検討されてない。色彩が入った時の届け出の予想は。

【事務局】　18 件は高さ 9m超えの面積 500 ㎡超えの届出件数です。その 18 件の中で色とか外壁が満たすかどうかです。

【Ａ委員】　その 18 件の中での色の問題ですか。

【松本委員】　重点地区は全件ですか。そうなると何件ぐらいと想定しているのか。

【事務局】　古河歴史博物館周辺は建物が 20 軒程度ですので、出ても 1、2 件と思われます。

【松本委員】　審査の仕方について審議会が行政にどこまでコメントできるのか。市の職員は一般職などは建築審査など分からないのだから、年間そのくらいの件数なら我々審議会に任せて、あるいは一緒にやった方がよい。

景観は非常に専門性があります。景観形成基準で古河らしさを個別で判断するのですから非常に裁量がいるのです。その裁量を行政職員 1 人が支えることは社会的に不公平、不平等だってことが世の中相当あるので、一緒に議論した方がいいと私は思う。

今回は審議会初回ですから、そこは幅広に議論していいと思う。市の職員の負担になるし、事務屋では無理だし資格がないと審査できないと思われますが、事務局いかがですか。

【事務局】　事務の取り扱いについて検討中ですが古河市の中でも建築士もいますので、基礎となる判断の資料は事務方で基準を定めて、どうしてもはじかれたものについて専門家の委員さんに基礎資料をつけて判断してもらう考えです。

県内で 44 市町村のうち 10 市町村が景観行政団体になっているのですが、先進地事例で変更命令や、勧告は今まで全くないとのことです。どういう形で治めるか周知方法があるとおもうが事務局としては判断できる材料を用意したうえで専門部会に助言をもらってどうしても変更命令する場合には専門部会だけでなく、審議会に諮ったうえで古河市長が変更命令の法的な手続きをするという考えです。

【松本会長】　法施行されて 10 年ですが、変更命令が出たのは全国では芦屋で 1 件です。

誰も刀を抜かないことが大きな問題になっていて、よく議論した方がいい。刀を抜くのは大変な覚悟がいる。抜かないに越したことはないが、これで景観計画に沿っているのかかみたいなものがある。

時間がないので、ここで無理して議事を進めてもまとまらないと思うので、審議員の皆さんや事務局の了解をとれれば 1 か月後くらいにもう一度議論した方がいいと思う。

B 委員さん、どうぞ。

【B 委員】　時限的な限りもあると思う。また今手元にある「案」は茨城県がガイドラインを定めた中で作られているので 1 つのものでまとまっていますので付加事項を追加して、基準となってそれに対してより具体的な内容を詰めていくものを議論する場として次回に手順を踏まないと、まとまらなくなってしまう。

委員さんの方ではこれはその時の方針としてはいいのかを諮っていただければいいのかと思う。

【松本会長】　これがベースになってガイドラインの補強で審議したものを加えておきたい。もう少しこれに審議会で議論したものを追加したい。別冊とかですね。

少なくももう 1 回は開催してもらえることでいいですか。

既に届出があった 18 件の区域と重点形成地区が加わることで届出件数は増えるが、市から何らかの返答はするのでしょうか。

【事務局】　届出されたものには、適合していれば審査結果通知書を出し着工。完了したら完了届を出してもらう。

【B 委員】　その経緯は審議会でも把握できるのか。どの位の届け出がされているのかが。

【松本会長】　本来、審議会は定期的に開かれ執行状況の報告がある。

次回に向けて景観づくりは行政が主役ではなくて市民が主役だから行政はサポートで皆さんが活躍しやすい場所を提供してあげないといけない。

時間が過ぎているので今日は議を取らなくてもいいですか。

【事務局】　都市計画審議会の意見を聞かなくてはいけないし、来年 1 月に施行するために 10 月末には都市計画審議会に意見を聞かなければならないのでそのスケジュールに間に合えばということになります。

【松本会長】　A 委員さん、どうぞ。

【A 委員】　細かいことですが、景観計画の中でここは関東平野なので筑波山、富士山、日光連山が望めてという景色の中にある。この市内だけではなくて市の外を含めた景観についても議論をしたことはあるのですか。

【事務局】　市外についてはありません。

【A 委員】　もしないのであれば、そういう所を含めたものも考察が必要じゃないかと読んでいて思いました。

【松本会長】　意見が無ければ今日は議論をスタートさせたってことで、次回の日程の目

安を立ててしまった方が、市の都合もあるでしょうから。

【B 委員】　時間が限られた中になりますので、事前にこちらからこういうものを用意してもらいたいとか資料等足りない物を用意してもらえる仕組みをお願いしたい。

【事務局】　わかりました。

【松本会長】　では、次回の審議会については事務局に段取りをとっていただき、今回については引き続き審議をお願いします。よろしいでしょうか。

（委員　了解）

それでは、この議案は継続とします。

進行は事務局にお返しします。ありがとうございました。

【司会】　長時間の御審議ありがとうございます。改めて再度審議していただくということでよろしくお願いいたします。それでは、第 1 回景観審議会を閉会いたします。

午後 12 時 20 分